山田美和編『「人身取引」問題の学際的研究』調査研究報告書 アジア経済研究所 2014 年

第4章

人身取引と経済学

坪田 建明

要約:

本章では、経済学における人身取引に関する研究のレビューを行うことで、経済学における論点の整理を行うことを目的としている。まず、マクロ的分析として、人身取引に関する国ごとの政策の違いと人身取引における被取引者などの指標の関係を扱った論文を取り上げる。次に、ミクロ的分析として、人身取引に関係する人々の決断やインセンティブに関する実証分析と理論分析を取り上げる。

キーワード: 人身取引、経済学、インセンティブ

1. はじめに

児童労働・売春・臓器売買と並んで、人身取引は不道徳な取引とみなされている経済活動である。しかし、それが不道徳か違法かに関わらず、その取引に直接関係する人々の間で一定の経済合理性がある場合には、この取引が成立すると経済学は考える。なぜならば、その取引の需要者と供給者の間でそれぞれが可否の二者択一において、お互いが可を選んだ結果として取引が成立するのであるから、少なくともこの両者の間では取引を行なわない状態よりも行なう状態のほうが双方にとってより良い状態であると経済学は評価するからである。

しかし、人身取引の定義によると、人身取引の被取引者は自身の意思に反して強制的に労働させられるといった状態に陥れられていることを前提としている。これは、恐喝・脅迫などを伴う犯罪であり、そのような犯罪の被害者数を減らすことが必要である。本章では、経済学における先行研究をサーベイした上で、人身取引をめぐる人々のインセンティブを明らかとしていくことを目的としている 1。

本章の構成は以下のとおりである。第2節では人身取引を対象とした経済学的実証研究のサーベイを行なう。マクロ分析では国家ごとのデータを用いており、各国の政策と人身取引との関係性を考察している論文を取り上げる。第3節では、ミクロ的分析のサーベイを行う。ミクロ分析は家計調査などを対象としており、人身取引のリスクにさらされている人々に直接を行ったサーベイなどを基にした実証分析と、人身取引が発生しやすい移住時の意思決定に関する理論分析などを解説する。

2. マクロ分析のサーベイ

そもそも、人身取引という捉えがたい現象はどのように把握されているのであろうか。人身取引に関する議論は1990年代後半から盛んに行われるようになってきた。これは、アメリカにおける国内法の制定に至る過程で、議会やNGOなどがアメリカ国内にとどまらない人身取引の現状に関心が高まっていったためである。例えば、Kevin BalesによるBales (1999)などは人身取引の被害者を「現代における奴隷(Modern slavery)」として議論した書籍としてこの議論に大きく貢献した²。

パレルモ議定書が2000年に採択され、人身取引に関連する国際機関は実態の把握を開始した。表1はアメリカ政府・ILO、国連薬物犯罪事務所(UNODC)、国際移住機関(IOM)による推計値である。

¹ 人身取引の被害者が置かれている状況は極めて悲惨である。その状況の改善に向けた議論を 目的のひとつとしているため、本稿は経済学らしいリベラリズムな議論をあえて中心には置 いていない。

² 例えば TED Talk における Bales 氏による"How to combat modern slavery"はアメリカにおける 人身取引に対する聴衆を喚起のロジックが明快である。なお、Bales は Free the Slaves という NGO を設立して活動を行っている。

表 1. 人身取引被害者数の推計値

	U.S. government	ILO	UNODC	ЮМ
主眼	全世界の被害者の推定	全世界の被害者の推定	国別・地域別の国際人 新取引の傾向	26カ国におけるIOMに支援 された実際の被害者数
被害者数	60~ 80万人 (2003年における国際的 人身取引の被害者数)	少なくども 245万人 (1995年から2004年まで の国際的人身取引の被 害者数)	不明	7,711人の被害者が1999 年から2005年にかけて支 援を受けた。
搾取の形態				
商業的性行為	66%	43%	87%	81%
経済的強制労働	34%	32%	28%	14%
その他(上記との重複を含む)		25%		5%
被害者の性別および年齢	80%(女性および女子)、 50%(子ども)	80%(女性および女子)。 40%(子ども)	77%(女性)、9% (男性)、 33%(子ども)	83%(女性)、15%(男性)、 13%(子ども)、2% (不明)
人身取引の定義	人身売買被害者保護法 2000年	国連議定書	国連議定書	国連議定書
基準とデータ収集	国際的人身取引	国内および国際的人身取引	国際的人身取引	国内および国際的人身取引

注:1) アメリカ政府推計は2005年のTIPレポートを、ILOの推定は Belser, Patrick, de Cock, Michaelle and Ferhad Mehran (2005)を、UNODCの推定はUNODC (2006)を、IOMの数値は IOM (2005)を参照。 2)UNODCの「搾取の形態」は、人身取引に関わる様々な出版物から得られた合計値であり、重複を含むため。

出典: USGAO (2006)

また、各機関とも人身取引の定義自体は Palermo 議定書に則っているのだが、具体的な人身取引被害者の定義自体が異なり、それゆえ推計値自体に大きな違いが生じている。人身取引の実態を正確に把握することは難しい。次節以降では、経済学的手法に基づいて定量的分析を行っている論文をいくつか取り上げることとする。

2.1. 各国政府の取り組みに関する分析

パレルモ議定書の締結から 10 年余りが経つが、定量的な分析があまりなされていない点は興味深い。唯一の例外は Cho, Seo-Young 氏とその共著者による一連の研究である。定量的な分析が難しい理由の 1 つは、前節で見たような人身取引の被害者数を各国ごとに入手すること自体が容易ではないためである。 Cho 氏らは各国の人身取引に関連する国別データを作成し、各国の政策を実証的に分析しているので、ここではマクロ分析として紹介を行う。

パレルモ議定書を批准した後、各国は国内法の修正や施行を行うこととなる。しかし、このような行動は各国に任されているので強制力は全くない。そのため、批准国に対する法整備を促すようなメカニズムは存在していない。このような状況で、各国はどのような対応を進めていくのであろうか。

人権に関する議定書の多くは、批准しても状況が改善しないことが多いといわれてきた。このような状況に対して、Cho, Dreher, and Neumayer (2013b)は各国の現状を3原則に対するそれぞれの側面について基準を設定した上で得点化し、4つの指標を作成した上で計量分析を行うことで各国の対応を定量的に評価している。データ作成にはUnited States State Department の発行している Annual Report of Trafficking in Persons と United Nation Office of Drugs and Crime の Trafficking in Persons: Global Patterns を基礎資料としており、3つの指標は、Palermo 議定書をもとに次のように作成されている。

- 1) Prosecuting traffickers³
- 2) Protecting victims⁴
- 3) Preventing the crime of human trafficking⁵

これら3つについて、指標は5点満点として得点化される。該当する法律が制定されており、施行されている場合に5点。制定されているが施行されていない場合は4点。法律が制定されていないが、関連法が施行されており、この法律を適用することが可能である場合3点。法的手段を用いることができるのだが関連法も何も施行されていない場合2点。何の法的手段も存在していない場合1点となる。以上の方針のため、指標は整数である。

4) 3P 指標

上記3つの側面を持つ指標を合わせたものとして、総合指標を3P指標と呼んでいる。指標は、3指標の単純合計を取るため、3~15の値をとる指標となる。Cronbach's alpha と Mokken Scale Analysis を用いることで総合指標としての頑健性の検証を行っていおり、どちらでも高い数値が示されたため、3P指標は構成要素である3要素を的確に反映しており、かつ、それが一次元の指標に変換されている総合指標としての意味があるとし、総合的な"人身取引対策政策 (anti-trafficking policy)"指標としている。それぞれの指標は TIP レポートの指標とは異なり、時系列および各国間での比較が可能である。このような比較可能な指標を作成した点は重要な貢献である。

指標の単純な比較を行うと、3 指標のうち、Prosecution が最も進んでおり、Protect は最も進んでいないことがわかった。次に、これらの指標は 2001 年から 2010 年まで

³ Article 5 に準拠。法律による犯罪化(criminalization)。

⁴ Article 6, 7, and 8 に準拠。例えば 1) 被害者の免罪、2) 被害者としての地位確定の際に identification を行わない、3) 法的支援、4) 滞在許可の供与、5) 基本的住居の提供、6) 医療訓練、7) 職業訓練、8) 復帰支援、9) 帰国支援(repatriation)についての取り組みを評価している。

⁵ Article 9, 10, 11, 12, and 13 に準拠。詳細は Cho et al (2013b)の Appendix 参照。

の間、どのように推移しているのであろうか。上記の 4 指標全てに関して、世界平均は大きく改善している。特に、2000 年直後に大きく上昇しており、その後は緩やかに上昇している。地域ごとに比較すると、東欧および中央アジア・ラ米およびカリブ諸島・西ヨーロッパおよび工業国などでは一貫して改善が見られている。一方で、中東および北アフリカでは 2005 年までは改善傾向であったが、その後、2000 年ごろと同水準まで悪化している。また、東アジアおよび太平洋と南アジアでは改善の後に若干の悪化が見られる。次に、所得水準で推移を見ると、どの所得階層でも、若干の悪化は見られるものの、上昇傾向にあったことが見受けられる。以上の傾向から、近隣国家同士では人身取引に対する政策対応のあり方に類似性があることが推察されるとしている。

では、どのような属性を持つ国において 4 指標の改善が見られたのであろうか。空間的相関を考慮したうえで、腐敗対策・民主主義の程度・女性の経済的権利の強さ・女性の国会議員のシェアなどを説明変数に加えた推計を行っている。推計結果から得られたのは次のような点である。もともと指標の高い国では、全ての指標について改善が見られた。また、腐敗対策の進んでいる国・民主主義の程度が高い国ではPrevention・Protectionと総合指標に改善が見られ、女性の経済的権利がつい良い国ではPreventionとProsecutionに改善が見られた。一方で、一人当り GDP・女性の国会議員シェアとは相関がなかった。

以上のように、Cho et al (2013b)はこれまで各国の人身取引に対する政策対応が世界的に進んでいることを明らかとし、どのような国が政策をより深化させているのかも示しているといえる。しかし、法律の制定には予算が必要である。また、国内政治では政治団体・経済団体・市民団体の抵抗などによりスムーズには対応が進まない場合もある。このような場合、各国はどのような政策を具体的に進めているのであろうか。そこで次に、同一の指標を用いて各国の政策対応を分析している Cho and Vadlamannati, (2012)を見てみよう。

各国は、パレルモ議定書に記されているPrevention, Protection and Prosecutionの3原則にしたがって何らかの対応を行なうことが求められている。Cho and Vadlamannati (2012)は、その対応について、国内政治や法整備とその施行にあたって生じる費用(合意形成にかかる時間といった政治的調整費用・法体制の整備や施行に伴う追加的費用)を最小化することで「効率的」な対応を行なっているとの仮説を立て、2001年-2009年の147カ国のデータを用いて実証分析した。TIPレポートの指標とは異なり、3P指標はそれぞれの原則にしたがった政策の進捗度合いが把握できることから、その程度を定量的に分析することが可能である。得られた結果として、各国はPrevention政策を第一に採択していることが明らかとなった。これは、仮説であった各国政府による「効率的な遵守」を示すものだと考えられる。また、先進国において

は、批准後にProtection政策が改善しているとの結果が得られた 6。Prosecutionについては統計的な推測が特に得られなかった。以上の結果から、議定書は国境管理を通じた効率的な運用が行われていると言える一方で、被害者の保護や犯罪者の処罰はあまり進んでおらず、その理由としては合意形成の相対的な難しさと制度設計と施行にかかる費用などが考えられるとしている。

2.2. 売春と人身取引

2.2.1. 性産業をどう捉えるか

表1によれば、人身取引の被害者のうち、41%から87%が性産業に従事しているとされている。この事実と、性産業をめぐる各国の法制度にはどのような関係があるのだろうか。ここでは売春の法的位置づけを中心に見ていく7。そして、売春の合法か違法かが人身取引による流入者数とどのような関係を持つのかを考察する。

人身取引と売春を巡っては、大きく分けて2つの議論が存在する。まず1つ目は、性産業の存在自体が違法であり、これを厳しく取り締まることで人身取引を減らすことが出来るのではないかという主張である。もう1つは性産業の合法化によって、性産業のビジネスを合法化することで法による拘束力を強化できるため、性産業の労働環境を向上させることによって人身取引の被害を減らすことができるという主張である。

⁶ ただし、推計方法を変えると有意ではなくなるため、頑健な結果とは言えない。

⁷ 経済学における近年の売買春の研究と関連するものを列挙しておきたい。Becker, Murphy and Grossman (2006) は非合法な財に対する需要関数の代替の弾力性が重要である点を指摘しており、麻薬合法化と税制の導入などを議論している。禁止しようとすると、より熱烈に需要する人々が存在するため、高い税金を課しても支払うことがわかる。買春需要がドラッグと同様に、高い嗜好財であると考えるならば、類似した議論が可能であろう。ただし、禁止しても脱法する需要者と供給者が高い確率で生じることを示唆している。Edlund and Korn (2002) が売春の位置づけを男女のマッチング市場における結婚に代替するものとして位置づけ、倫理的ではない行為を行うことのリスクなどとの関係で議論している。行為は、その社会の価値体系が独立には存在できない。Nussbaum(2000)は、古代ギリシャや数百年前と現代の価値観の違いや、異なる文化との対峙を通じて社会の価値規範は相違と変化と、現代西欧で一般的な性をめぐる価値規範を議論している。Cameron (2003) は、人間行動における道徳観および罪の認識を経済学的に解説している。これらは売買春をめぐる議論の参考となるだろう。

双方に主張を支持する極論は、性産業における全ての労働は強制されているものだから禁止すべきであるとの意見と、性産業の労働者は自発的に職業選択をしているため労働環境の確保が必要であるとの意見である。ここではこれに関する議論には立ち入らないが、経済学的には、いくつかの選択肢の中からある職業を選択している場合、他の選択肢を選ぶよりもより良い状態であるからこそそれを選択していると考える。選択をできる状態にあるならば、そこに自発性があると考える。どちらの主張に依拠したとしても、法による性産業の完全な禁止または監視は困難であり、法の監視から逃れる所に人身取引の被取引者が引き込まれていく可能性は排除できない。

ここでは、多くの国で性産業が存在している現実から議論を始める。たとえば、性産業での労働が非合法であれば、その国に非合法に移住して性産業に就業することは不法移住と共に違法労働を意味する。一方で、性産業での労働が合法であれば、相対的に身分の安全が法的に確保された国における合法的労働を意味する。人身取引における受入国における法的環境が人身取引に影響することは確かである。

一般的に、性産業におけるある労働者の時間当たり賃金は同一の教育・技術・経験などのもとで得られる他産業での賃金と比較した場合より高いことが知られている。この賃金の差を割り増し分と呼ぶならば、この割り増し分は何に依拠しているのであろうか。大きく分けると 2 つに分解できるだろう。1 つは、この労働特殊的なものである。社会的に受容されにくい業種であるというスティグマに基づいたもの、または、見知らぬ他人と身体を接してサービスを提供するという行為に対する危険性などに対する手当としての要因である。もう1 つはこの市場をめぐる規制のあり方である。規制市場において、供給または需要が制約されることから、価格が下がらないために割り増しになっているという要因である。性産業の合法化がこの市場に与える影響はこの後者であり、供給および需要の制約が減ることに起因する。その予測される影響としては、需要と供給の増大である。消費者は、性的サービスの購入が合法となり罰則を受ける可能性がゼロとなるため、違法の時に比べると増大することが明らかである。では、性産業の合法化により、この労働市場はどのように変化するのであろうか。まず、一般的な労働の1つとして法による保護の対象となるため、労働環境の改善が考えられる。例えば、年金受給対象となる事や身の危険を察知した際に警察へ助けを

まず、一般的な労働の1つとして法による保護の対象となるため、労働環境の改善が考えられる。例えば、年金受給対象となる事や身の危険を察知した際に警察へ助けを求めることも可能となるなどが挙げられる。これにより、これまで非合法であったために参入しなかった労働者が参入することが予測され、その結果供給量が増えるだろう。しかし、労働環境の改善は必ずしも保障されるものではない。経営体(売春宿など)が介在する場合、供給者は納税者となるため、未納企業は取締りの対象となる。同様に、衛生面・若年労働の禁止・人身取引の被害者の雇用の禁止などの法律についても取締りの対象となる。これらを遵守できない企業は性産業から撤退することになるか、以前と同様に非合法ビジネスとして地下にもぐり続けることとなる。取締りの対象と

なる経営体については労働環境が改善もしくはある程度が保障されるのだが、法をかいくぐる経営体についてはもちろん保証の範囲内ではなく、それらの経営体の数が増えるならば、全体として労働環境が改善するとは言い切れない。

また、経営主体が介在しない場合(路上での相対交渉のみが合法)、経営主体に対して 政府などの機関が監視・監督することができないため、これも労働環境が改善すると はいえない。しかし、違法ではないため罰則および逮捕されないことから、これらの リスクが存在するために供給者とならなかった個人がこの市場に参入することが想定 される。

この場合どのような事態が生じるのだろうか。労働者数が増えれば価格の低下が生じることが予測される。それぞれの供給者にとっては、1回あたりの労働による対価が減るため、この労働を通じてのみ生計を立てているならば顧客との接触を増やす必要が生じるであろう。これを労働環境の改善と呼べるとは言えないが、避けられない現象である。一方で、労働市場に厚みが増してくると、差別化が生じてくることが予想できる。つまり、サービスの内容を多様に取り揃えるまたは質を高めることで、その分高い価格を設定する人が出てくるのである。これは、消費者が多ければ多いほど、消費者の多様性も高まるため、供給されるサービスにも多様性が生まれることとなる8。

2.2.2. 売春の法的位置

ここで、売春をめぐる各国の現状をみてみよう。2009年のアメリカ政府による人権報告(Human Rights Report)などをもとにしたデータによると9、売春が違法な国は109、一部が違法(合法)な国は11、法律が存在しない国は5、合法な国が77であった。このように売春に対する法律のあり方は国によって多様である。図1はこのデータを世界地図上に示したものである。合法な国であっても、年齢制限を課している国や、客引き行為の禁止、仲介業や売春宿の禁止をしているなど、多くの国に何らかの規制がある。また、違法な国であっても、実態として摘発がなされずに野放しとなっている場合もある。そして、違法としている国の中でも45カ国程度は売春が広く認知されていると報告されている。

⁸ 例えば The Economist 誌の季刊雑誌のウェブサイトの記事「非対称情報と売春婦の経済学」を参照。http://moreintelligentlife.com/story/prostitution-economics

⁹ http://chartsbin.com/view/snb に公表されているデータを用いた。

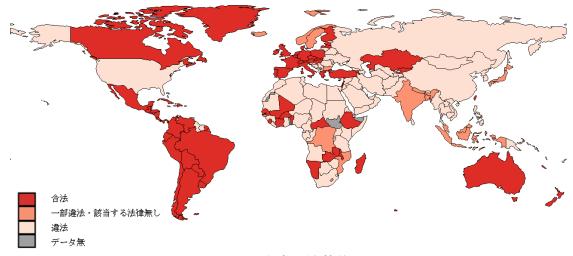


図1. 売春の法的位置

筆者作成

では、違法または合法以外の国はどうなっているのであろうか。一部が違法(合法)な国とは、バングラデシュ・コンゴ民主共和国・アイスランド・インド・日本・マレーシア・ネパール・ノルウェー・スウェーデンである。バングラデシュは女性の売春は合法だが男性の売春は違法である。日本では対償を伴う性交が禁止されているが、性交が限定的に定義されており、対償を伴う性交類似行為は違法ではない 10。ネパールでは、強制売春は違法であるが、自主的な売春を禁止する法律はない。ノルウェーとスウェーデンでは、売春は違法ではないが、買春は違法である。特に、ノルウェーの場合は買春が行われた場所が世界中のどこであろうと罰則の対象である。

次に法律の定めがない国はブルガリア・ギニアビサウ・インドネシア・レソト・モザンビークである。インドネシアやモザンビークは、関連する倫理的法律によって規制しているが、売春を明記した法律は存在していない。

以上のように、法律の有無とその範囲および警察による取り締まりの厳しさによって、各国間の実態は大きく異なっている。そのため、法律的に違法だから売春が少ないと言えるわけではないことがわかる。

では、合法とする国と違法とする国で、経済水準に関係はあるのだろうか。図 2 は 2010 年の人口規模と一人当たり GDP による散布図に、売春の法的位置を重ね合わせ て示したものである。データは図 1 と同じデータを国連の公表している GDP および人口を用いて作成しなおしたものである。この図からは、売春の法的位置と所得水準や人口との関係は無相関のように見受けられる。

¹⁰ ただし、売春が違法である他国において、日本では違法とならない性交類似行為の多くは違法である。

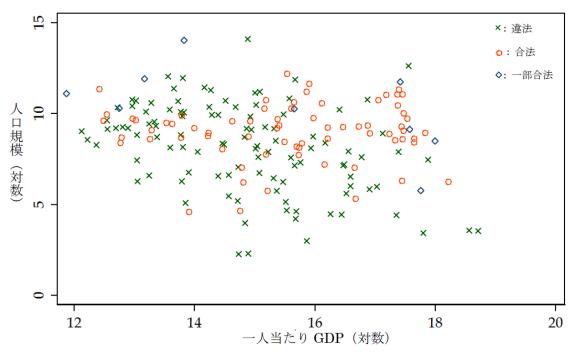


図 2. 売春の法的位置と各国の経済水準および人口規模

筆者作成

2.2.3. 売春の合法化は人身取引を減らすのか

売春の合法化は人身取引を減らすことができるのであろうか。この問いは多くの国で議論を呼んでいるが、定量的な研究はほとんどなされていない。現在の所、Cho, Dreher and Neumayer (2013a)は、この問いに答えることができる数少ない論文の一つである。ここでは、Cho et al (2013a)による、実証分析を解説する。

実証結果の説明に入る前に、合法化が与えうる効果を説明しよう。合法化によって人身取引による流入者数はどのようになるのであろうか。この関係性を2つの効果に分解することが出来る。1つは規模効果である。合法化されることによって、この市場に対する社会的・心理的障壁が低下することで、供給と需要の双方が増大することが考えられる。性産業のサービスに対する需要と供給が増大することにより、国外からブローカーなどによって連れてこられる人々の数が増える効果である。もう1つは代替効果である。性産業におけるサービスが合法となることで、非合法なサービスの消費提供を避ける効果である。また、正規産業となることで労働法や社会保障制度の適用対象となることから、人身取引被害者が締め出されていくこととなり、人身取引による流入者が減る効果を意味している。売春は合法であっても人身取引は違法であるから、違法行為によって成立している売春を避ける人もいるであろう。これら二つ

の効果を明快に分解することは難しい。推計結果において、合法である国のダミー変数が説明できるのは、これら二つの効果の合計であり、どちらがより大きいかを示しているといえる。

次に、実証分析の解説に入ろう。Cho et al (2013a)の用いたデータは、UNODCによって 2006 年に発行されたReport on Trafficking in Persons: Global Patternsを基にしている。1996 年から 2003 年までの各国報告を集計したうえでクロスセクションデータの分析を行っている。UNODCの報告書に掲載されている各国のデータは、統計の収集方法などに国ごとの違いが生じている可能性がある。その場合、分析者には観測できない国ごとの誤差が生じていることとなる。そのため、各国ごとの諸事情を考慮するいくつかの変数を加えた上で、人身取引による流入者数と売春の合法化がどのように関係しているのかを分析している 11。

人身取引による流入者数を説明する上で重要である変数は、一人当たりGDP、人口規模、法の支配度 ¹²、民主主義指標 ¹³、カソリック信者の人口シェア ¹⁴、移民人口数などである。ガバナンス指標は 1998 年のものを使っているが、それ以外は 1995 年とし、UNDP人間開発報告書の 2010 年に掲載されたデータを利用している。

まず、低所得国のデータは除外した上で、116 カ国を対象とした分析では、売春が合法である国では、統計的に有意な水準でより多くの人身取引による流入者が報告されていることがわかった。また、人身取引による流入者が多い国の特徴として、一人当たり GDP が高い、人口が大きい、移民人口が多い、などが挙げられている。しかし、客引きや売春宿が合法である場合の効果は統計的には有意でなかった。この事から、客引きや売春宿などに関する規定よりも合法か否かの方が被害者数の増減により決定的な要因であると推測している。

次に、サンプル数を低所得国まで含めた場合、150 カ国が対象となる。その結果では、人身取引による流入者数と売春が合法である国の間に正の相関はあるものの、統計的に有意とはなっていない。また、その効果も小さくなっている。次に、サンプル

¹¹ いくつかの説明変数に関して、欠損値の補完をしている。補完していないデータだけを用いた場合の結果もほぼ同じであったため、分析では補完したデータを主に用いている。

¹² ここでは World Bank によって公表されている World Bank Governance Indicators(ガバナンス指標)の 1 つである Rule of law を用いている。このほかにガバナンス指標には Voices and accountability, Political stability and absence of violence, Government effectiveness, Regulatory quality, Control of corruption などがある。

¹³ 一党制ではなく、かつ、党首が直接もしくは間接選挙に基づいている場合に 1、そうでない場合は 0 の値を取るダミー変数。

¹⁴ この変数を含んでいるのは、カソリック信者の多い国では人身取引による入国者数がすくないとの Cho (2012)の結果に基づいている。

数を高所得な 46 カ国に限定した場合、売春が合法である国は正で有意に相関があり、特に人口規模が大きい国では流入者数が多いことがわかった。また、カソリックの人口シェアは負で有意であった。人身取引によって国境をこえる人々は、多くの場合、相対的に所得が高い国へと移動するため、低所得国のサンプルを除外した場合の方が直感に近い結果が得られると考えられる。なお、この結果は Jakobsson and Kotsdam (2013)による EU 諸国の実証分析とも整合的である。

また、売春に関連する文化的・社会的な位置づけは近接している地域ごとでは似通っていることが想定されるが、地域ごと(ヨーロッパ・アジア・ラテンアメリカ・アフリカなど)にサンプルを限定しておこなったそれぞれの分析結果も、上記のものと整合的であった。

以上から、規模効果の方が代替効果よりも大きいために、合法である国はより人身取引による流入者が多いことが明らかとなった。これは、高所得国においては特に顕著であった。このことは、違法である場合に比べて合法であると売春に対する需要を拡大させるため、これにひき付けられるブローカーによって国外から人身取引によって連れてこられる人々の数が増大する効果が大きいことを示している。

合法か否かについて、図 2 からは明らかな相関が見られないが、ここまで見た限りでは人身取引による流入者数については統計的に有意な違いがあることが示されたといえる ¹⁵。

2.3. 社会的ネットワーク

移住者人口が多い国は移住者に対して寛容な場合もあり、それが更に移住者を呼ぶといったことも考えられる。これらの移民・移住に関する実証分析や移民政策が及ぼす国内労働市場への影響などは、これまでも労働経済学の一分野として様々な実証分析がなされている ¹⁶。

例えばどのような人が移住するかについて考えた場合、受入国に自分と同じ文化を 共有する(同郷)コミュニティーが存在していると、その国に移住した後の暮らしやすさ は格段に高いと考えられる。また、そのようなコミュニティーがあれば、人伝いで出 国前に情報を入手することも容易である。そのため、受入国における同国コミュニテ

¹⁵ なお、Cho et al (2013a)では、1999 年に売春を違法としたスウェーデン、2002 年に第三者が介在した売春を合法化したドイツ、1999 年に売春を非犯罪化したデンマークの事例について手短に言及している。

¹⁶ Borjas (2010)の 8 章は広範だが専門的で詳しい。Todaro and Smith(2011)の 7 章は理論的解説 といくつかの事例を示している。

ィーといったネットワークが存在する場合、より多くの人が移住することがわかっている 17 。

では、このようなネットワークと人身取引にはどのような関係があるのだろうか。 Cho (2012)は 2001 年から 2010 年のドイツにおける人身取引被害者と犯罪者の国別データを用いて分析を行っている。実際に移住者ネットワークを数値として把握することは極めて困難である。そのため、移住者ネットワークの代理変数として送り出し国ごとの移住者数を用いている。

実証結果からは、ある国からの移住者数が高いほど、その国から来る人身取引の被害者および加害者の数が多いことを明らかになった。これは、移住者ネットワークが存在するために情報入手にかかる費用が低下し、非熟練労働者であっても移住しやすくなるという供給と、そのような人々を受入国において低賃金で雇用しようとする需要が合致した結果であると推測できる。また、移住者数とその被害者および加害者が増加する傾向は出身国の所得水準が上昇すると共に減少していくことも示した。この点は、より所得の移住費用に対する弾力性がより高いからだと考えられる。

3. ミクロ分析

本節では人身取引に関係する人々のインセンティブに着目した分析を概観する。

3.1. 人身取引の流れ

研究のレビューを行う前に、人身取引についてもう少し具体的に見ていきたい。まず、人身取引の定義に照らし合わせると、人の確保・移動・搾取の三段階がある。これを時間軸に沿って段階を分けると5つになるだろう。①送り出し、②移送、③受入、④労働、そして⑤帰還となる。本節では、これらの段階ごとに関係する経済学的分析をいくつか紹介することで人身取引とそれに関連する問題の理解を深めていく。5つの段階について、関係する人を含めてまとめたものが図3である。人身取引の対象となる人物は全ての段階に登場するため、登場人物の項には被取引者以外の関係者を列挙している。なお、全ての事象を網羅する事はできないため、図3は完全なものではない。

経済学では取引に参加・関係する人々の意思決定の結果として取引が成立していると考える。そのため、各段階における登場人物および意思決定者が重要となってくる。

¹⁷ 例えば Munshi (2003)などを参照。

具体的な事例については様々な地域の多数の被取引者にヒアリング調査を行った Kara(2009)を参照している。

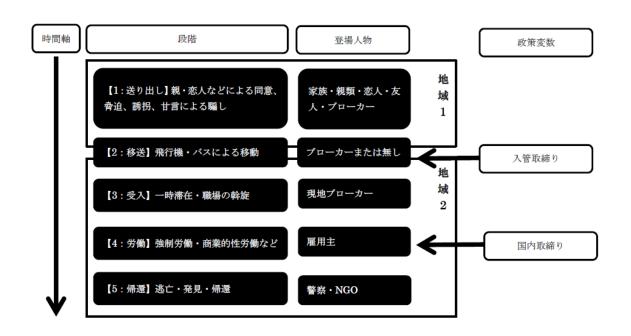


図3. 人身取引の各段階と関係者

筆者作成

3.1.1. 送り出しへの同意または誘拐

どの人身取引の経験談にも、作り話以上の悲劇が内包されていることが多い。家族に売られた場合や恋人に売られた場合など、その事実を理解していく過程は想像するに極めて苦しい体験に違いない。そのストーリーの始まりは、多くの場合 3 つある。それは、(a)被取引者とブローカーが合意をした場合・(b)関係者がその人物の意思に関係なくブローカーと合意した場合・(c)誘拐である 18。

ここで注目したいのは、被取引者の意思の有無である。被取引者に対して、知り合い(恋人を含む)が甘言によって騙し、その土地を離れることを決心する。この場合、被取引者の意思が有ると言えるのだが、その意思決定の基礎となる情報に虚偽情報が加わっている。他方で、被取引者の意思が介在しない場合を考えてみよう。文化的な背景や父権制社会や極端な貧困下において、親が子どもを売ること選択することがある。その場合、ブローカーなどとの間で何らかの契約が結ばれ、他の土地へ移動する前、

¹⁸ もちろん、これ以外の場合もありえる。

および場合によってはその後に金銭の受け渡しが行われることになる。この場合、被取引者に拒否権は存在しない。なお、この交渉の際も、例えば働き先などについての基礎情報に虚偽が含まれている場合がある。

ここで、自己責任について少し言及したい。社会通念を理解する年齢に達したならば、多くの選択に対してその責任を負うべきであるとの主張がある。しかし、人身取引の多くは、合意のうえであってもその合意した契約の中には、何らかの虚偽情報が含まれている。つまり、契約者とブローカーの間に存在する情報量およびその質に違いがあるため、契約者が騙されやすい環境が整っていると言える。このような契約に法的拘束力があるのだろうか。契約者は契約を全て理解したうえでの同意と言い難く、誘拐の場合であれば完全に犯罪であり、その違法性に議論の余地はない。

3.1.2. 移送

移送の際、国境を越える際や公共交通機関を用いる場合など、ブローカーにとっての関門がある。誘拐であれば、被取引者には強く暴れたり叫ぶなど、異常を知らせることで助けを求めようと行動を起こす可能性があるだろう。これを未然に防ぐため、暴力やレイプなどを通じて脅迫することがある。または、ヘロインなどを吸引させることで意識を朦朧とした状態にさせるなどといった手口もあるという 19。ブローカーにとって、入国管理官・飛行場職員・警察・乗客などに異常を察知されることなく、かつ、意識を保ったままの状態で越境させることが必要となる。そのため、事前に十分な脅迫や暴力を行うことで命令に服従させる関係性を作るか、または、嘘の話を信じさせることで、独りで他国へ入国させるかなどの方法がある。嘘の話の例は、職業斡旋会社として良い雇用環境を保障する場合や、異国での恋人との生活を約束して先に向こうの友人と落ち合うこととして本人だけで行かせる場合などがある。移送の際にブローカーが同行する場合もあれば同行しない場合もある。車などで移送される場合、移送の過程でも暴力を振るわれ続けることもある。

3.1.3. 受入および職業紹介

受入国に到着すると、まず被取引者を引き受ける人物がいる。取引に関わるネット ワークが 1 つであれば、最終受入地まですぐに移送されることであろう。しかし、い くつものブローカーが情報と取引をやりとりする場合などは、数日程度どこかに滞在

¹⁹ 詳しくは Kara (2009)を参照。

する場合もあれば、空港やカフェの店先などで値決めがなされ、そのまま引き渡されることもあり、一般化は難しい。

3.1.4. 労働

雇用者となる人物・場所が決まると、取引される本人にも状況が理解できるようになってくる。これからやらなければならない仕事やその労働環境などを目で見て、または暴力を伴って理解することとなる。パスポートを取り上げたり、家族への危害を加えることをほのめかしたり、暴力を加えることで逃げても捕まるといった脅しをするなどで心理的・肉体的に追い詰めることで、この場から逃れるという選択肢を剥奪し、従順にひたすら仕事を行うように仕向ける。

従順に働くようになるとは、逃げるという選択肢を取り除かれた状態で、心理的・ 肉体的苦痛が少なくなるように振舞うことである。時として、ストックホルム症候群 と呼ばれるように、犯罪者との協力関係さえも見受けられるように、過酷な状況下に おいて、どのように彼ら彼女らが振舞っているかには、それなりの合理性があるよう に思われる。

3.1.5. その後

例えば日本の場合であれば、不法就労の発覚は即逮捕となり、強制送還になる。これは入国管理法に反するためである。そのためここで保護の側面は立ち遅れている。しかし例えばアメリカであれば、保護され、強制労働の雇用先に対する訴訟や、または就労支援などを受けることが出来る場合がある。このような枠組みがある国としてアメリカは先進的である。

3.2. 理論分析

前節でみたように人身取引の一連の流れの中で、取引の中心となって動いている登場人物はブローカーである。準備・移送・受入・労働(搾取)に至るまで、ブローカーとの取引が重要な位置を占めていることがわかる。誘拐の場合を除くと、誰かがブローカーとの接触を図り、取引が成立することが一連の取引の始めとなる。このブローカーとの取引についての理論分析を本節では解説する。

3.2.1. 就労のための不法移住と入国・国内取締がおよぼす効果

まず、就労のための不法移住は地域・国を跨いでいるが、根本的には求職活動の一環だと考えることが出来る。もともと求職活動とは、労働市場において企業と労働者の双方が適切な人材と企業を求め合う現象である。この現象の特徴は、この市場に参加する求職者と求人企業の双方が参加する全ての相手を知らず、出会った相手について全ての情報を保持していない点である。このような状況で相手を探すには、時間とお金をかける必要が生じる。この費用を探索コストと呼んでおり、情報を入手するための金銭的費用と探索の機会費用が含まれている。また、全ての情報が明らかではなく、私的情報が存在している状態のことを不完備情報と呼び、情報の非対称性が存在しているとも言う。このような状況で各人がどのように行動するかを不完備情報ゲームと呼ばれている 20。国際的または国内の就職や転職のどちらにおいても、様々なエージェント(人材紹介業)が存在し、双方の求める人材・会社をマッチングさせるサービスを提供することで対価を受け、求人者と求職者の双方の探索コストを低減させている。海外で就職することの難しさは、言語や文化などの違いも存在することから、国内での就職よりも格段に難しいことが容易に想像できる。

同じ労働に対する賃金が大きく異なっている場合、人は賃金の高いところに移動しようとするのはとても自然な行為であろう。しかし、その移動が禁止または制限されている場合、時として人はその禁止・制限している法律を掻い潜ってでも移動しようとする。観光ビザで入国してその国で働くことは不法就労であり、認められている期間よりも長く滞在することは不法滞在である。入国審査に虚偽の情報を提出すれば、虚偽申告罪である。何らかの不法行為を伴って移住を試みる行為を、不法移住と呼ぶ。不法行為であるから、公権力によってその行為が見つかった場合には強制送還または刑罰の対象となる。

このようなリスクを加味しても高い賃金が得られると考える場合、その人はリスクを負ってでも不法移住を行うだろう。不法移住をする際には、個人のネットワークを介する場合と、何らかの業者(ブローカー)を用いる場合がある。個人の場合、前述のように、着地にいる親族や知り合いなどの人脈(社会的ネットワーク)を頼る事が観察されており、人脈を介することで情報の取得費用が相対的に小さくなることが実証的にも示されている。これに対してエージェントの役割は、職業紹介と移動の手配である。彼らと交わす契約内容は、ある国の労働者に他国の職業を紹介し、その労働者を移動させる事である。この意味で、彼らの業務内容は基本的には人材紹介業・人材派遣業・旅行業の一種と呼べるだろう。

これから海外就労を希望する労働者にとって、業者の良し悪しは見分けることが難しいかもしれない。それは、契約を結び、現地についてみないとわからないためであ

-

²⁰ 詳細は伊藤(2003)を参照。

る。このような場合、ブローカーと労働者はどのようなやり取りを行うのだろうか。 Friebel and Guriey (2006)、Tamura(2010、2013)は、不法移住を行うと決断する人々の行動と、それに関連する政策の関係を理論的に示した論文である。次節では各論文を順に解説していくことで海外での就労斡旋契約に内包された強制労働の問題を考えていくこととする。その前に、これらの論文が想定している状況を簡単にまとめた図 4 を説明する。

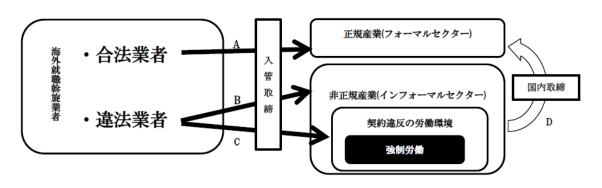


図4. ブローカー(斡旋業者)の役割

筆者作成

図4は業者の役割を海外就職斡旋業者と位置づけ、一般に想定できる業者と、彼らの違いを示している。受入国の多くでは、正規産業への不法移民の就労は難しい強い一方で、低賃金労働への一定の需要がある。不法就労が可能である産業は、国内法の監視がゆるい産業または産業として認識されにくい部門における雇用だと考えられる。ここではそれらを非正規産業と呼ぶこととし、そうでない産業を正規産業とする。合法業者とは、違法行為を働かない健全な業者を指している。事前の契約どおりの労働環境と移送手段を用いて顧客を移送する (矢印A) 四。違法業者は不法就労を仲介する場合・偽造文書の用意など、何らかの意味で違法行為を行う業者を指す。事前契約の通りの労働環境に送られる場合(B)もあれば、契約とは異なる労働環境へ送られる場合(C)などもあるだろう。入国に当たって偽造文書が必要な場合、それを承知の上で契約を結ぶ移住者もいるが、入国時またはその後に自分が契約した業者が不法業者であることを知る場合もある。不法就労をした後に、在留資格を取得することも可能かもしれない。その場合、一時的な違法状態を経て何らかの手立てで正規産業に転職することも可能かもしれない(D)。ただし、労働法の強化や労働資格審査の厳格化や違法行為

²¹ 「契約内容と異なる」という可能性は、合法業者によるフォーマルセクターへの就労の場合 にも存在する。

への厳罰化は、労働者の入国時のステータスや前職などに違法性があれば雇用できなくなるといった可能性があり、正規産業への転職確率を低下させることだろう²²。

図 4 における政府の役割は大きくわけて 2 つある。1 つは入国審査・国境警備などを含む入管取締(政策)である。もう 1 つは国内取締であり、不法滞在や不法就労の監視や罰則などが該当する。

3.2.2. 債務を伴った不法入国

Friebel and Guriey (2006)は、技能水準(熟練と非熟練)と資産水準(借金の要不要)の異 なる労働者を想定している。想定している着地(例として中国からアメリカまたはヨー ロッパなどへの遠方)が離れているため、移住と着地での就労にかかる費用が高額であ る状況を考えている。この場合、労働者は資産水準によってブローカーに借金をして 移住する者がいる一方で、十分な資産を持っている労働者は事前に費用を支払って移 住することができる。ブローカーから借金をした労働者は、ブローカーによって斡旋 された着地の非正規産業(インフォーマルセクター)に就労することでブローカーに借 金を返済していくとしており(図 4 の矢印 B に該当)、非正規産業に就業した労働者は 確率的に合法な身分を得ることができ、正規産業に就業できるとしている(図4の矢印 Dに該当)。非正規産業では技能水準に関係ない賃金が支払われるが、正規産業では技 能水準に従った賃金が得られると仮定している。なお、熟練労働者にとって、受入国 において非正規産業において得られる賃金は移住を決断するには不十分な水準である と仮定している(仮定1)。更に、ブローカーによる取立ては暴力や恐喝などを含むあら ゆる手段を用いて借金の返済を求めることを想定しており、このようなやり方が通用 するのは非合法な地位で非正規産業に就労している限りであるとしている。つまり、 正規産業へ転職できると、暴力などの手段を用いて取り立てることが出来なくなるた め、返済を強要することが出来なくなると仮定している。

このような設定のもと、Friebel and Guriey (2006)は、労働者の決断と受入国における水際摘発(入国審査や国境監視など)と国内取締(不法滞在者や不法就労者の検挙など)の強化の関係を分析している ²³。

²² 図 4 は、後述する理論論文の概要を示す意図もあるため、もちろん現実の全てを示すものではない。例えば、違法業者に仲介された場合で虚偽文書を使用した場合でも、入国審査を通って運よくフォーマルセクターで就労できる場合もあるかもしれない。また、合法業者であっても何らかの書類不備や手違いなどによって入国した後に何らかの理由でフォーマルセクターでの就労を保証できない場合もありえる。

²³ 論文ではまず技能水準と資産水準が完全に相関している場合(非熟練労働は資産が少なく熟練労働は資産が十分に高い)から議論を始め、次に資産水準が技能水準に相関せずに分布している場合へと理論を一般化して分析している。ここでは前段の解説を省略した。

まず、技能の異なる労働者について、別々にその効果をみていくことにしよう。仮定 1 があるため、熟練労働者は正規産業への転職することの期待賃金が十分に高い場合は移住を決断することとなる。入管取締の強化は、移住に関連する費用を直接的に上昇させる効果と純期待賃金(正規産業賃金から移住費用を差し引いたものを転職確率で割り引いたもの)を低下させる効果を持つため、移住しようとする熟練労働者数を減少させることになる。そのため、より高技能かつ資産水準の高い労働者のみが移住することとなる。次に、国内取締の強化は移住費用自体には影響しないのだが、転職確率を低下させるため、純期待賃金を低下させることとなる。これにより、より高い技能水準の労働者だけが移住することになる。

次に非熟練労働者をみていこう。資産の低い労働者は負債を伴って移住することになるのだが、入管取締の強化は移住費用の増加のため技能が低く資産水準の低い労働者の移住を思い留めるのだが、以前の費用であれば支払可能であった資産水準の労働者が借金をする状況が生じる。他方で国内取締の強化は非正規産業から抜け出すことが難しくなるため、ブローカーにとっては借金の取立てがよりやりやすくなる状況となる。そのためブローカーの提示する非正規産業における契約賃金が上昇することが考えられ、その場合には非熟練労働者の移住が増えると共に、正規産業に移ろうとする事で受入国政府に捕まって送り返されるよりも非正規産業で働き続けることを選ぶ労働者が増えることになる。

以上をまとめると、Friebel and Guriey (2006)は結論として、政策ごとの異なる影響を示した。入管取締の強化は移住者数を確実に減らすのだが、国内取締は移住者数を確実に減らすことができないだけではなく、移住しようとする人々の技能水準を低下させることがわかった。国内取締の強化の結果として不法非熟練労働者の賃金が上昇する可能性や労働者の資産水準分布について検討の余地は残るが、債務移住を理論的に定式化した点と、政策ごとの影響の違いを明快に示した点は重要である。不法移住就労者は、警察に助けを求めることも出来ないため、極めて億弱な環境におかれているといえる。

3.2.3. 斡旋市場の構造と政策の影響

入国後に、雇用者やブローカーは様々な手段を用いて被取引者を搾取しようと試みる事例はどこの国でも見受けられる ²⁴。ブローカーが送り込んだ労働者の稼ぎを搾り

²⁴ 例えば、雇用者が家賃・食費・衣服代などの名目で給与から強制的に差し引く事例や、不要な商品を購入させるなどして支払賃金を更に減らそうとする事例がある。

取る状況について、Tamura (2010、2013)を検討する。Tamura (2010、2013)は移住就 労契約について、ブローカーと労働者の契約についてより詳細な分析をしている。ま ず、Tamura(2010)から見ていこう。Tamura (2010)は、ブローカーは労働者の着地での 賃金の一部を強制的に搾取できるとし、その搾取能力がブローカーによって異なって いる状況を想定している。Friebel and Guriey (2006)と同様に入管取締と国内取締を検 討するが、ここでは固定額の罰金と搾取の程度に応じた罰金の 2 種類が追加されてい る。移住就労にかかる費用は受入国に入国が成功した時点で支払うものとし、全ての 労働者は借金をしてこの費用を支払うことについては考えない。労働者はランダムに ブローカーと相対し、提示されるオファーを受け入れるか否かを選択するとしている。 搾取的ブローカーが存在するには、ブローカーが受け取る報酬が搾取決定式(入国後 に搾取する事が国内取締による罰則よりも便益となる)と搾取的サービス決定式(入管 リスクを含めて後で搾取する斡旋サービスを提供する事がブローカーの留保価値より も高い)の両方を満たす必要がある。更に、労働者が搾取しないブローカーに対して支 払いうる最高額よりも、搾取的ブローカーの提示する価格が低い場合、搾取的ブロー カーがこの仲介市場に存在しうることを示している 25。その上で、国内取締の強化と 労働搾取の厳罰化する政策がそれぞれ搾取的なブローカーを減らすことができる点、 片方だけの実施では搾取的なブローカーを撲滅する事はできない点、両方を組み合わ せることで撲滅できる点が示されている。入管取締の強化は搾取行為の決定には影響 しないが26、一部の搾取的ブローカーを市場から撤退させることは可能であるとして いる。

Tamura (2013)では、Tamura (2010)におけるブローカーの搾取能力を私的情報とすることで情報の非対称性を導入している。そのため労働者からはブローカーがどの程度搾取してくる相手なのかがわからない。ブローカーが提示する金額が高い場合、搾取の程度に関わらず全てのブローカーが労働者と契約を結ぶ一括均衡(pooling equilibrium)が成り立つ。または、ブローカーが提示する金額が低い場合、非搾取的なブローカーが市場から駆逐される一方で搾取的なブローカーが雇用される部分的一括均衡(partial pooling equilibrium)が成立する。後者の均衡はまさに逆選択が生じている状況である。搾取的なブローカーは入国後に搾取することができるために低い価格をつけることができるのだが、非搾取的なブローカーにはこの価格が低すぎるため契約を結べない状況となっている。更に、搾取能力が私的情報ではなかった Tamura

²⁵ 最も搾取能力の高いブローカーの行動と、ブローカーの行動を決める閾値の上下関係から命題を導いている。

²⁶ 搾取は入国に成功しないとできないため、搾取決定式は国内取締とその罰のみに依存している。

(2010)と比較すると、非搾取的なブローカーの割合と人数はどちらの均衡においても減少していることが示されている。

それでは、政策はブローカーと労働者の選択にどのような影響を与えるのだろうか。前者の一括均衡(搾取的・非搾取的ブローカーが全て雇用され混在)から話を始めると、まず、ブローカーに対する国内取締の強化と厳罰化は、非搾取的なブローカーを増加させる事ができる。不法入国の罰則強化により搾取的なブローカーは常に減っていき、非搾取的なブローカーは増加した後に減少する。労働者に対する国内取締の強化は非搾取的ブローカーを減少させていき、搾取的ブローカーは一時的に増加した後に減少に転じる。入管取締の強化では非搾取的なブローカーの方が先に減少に転じる。以上の政策効果は基本的に Tamura (2010)と同様であり、極端な厳罰化や徹底した取り締まりができるのであれば搾取的なブローカーを撲滅することは可能である。ただし、刑罰が相対的に決まっているため、極端な厳罰化は不可能である点が論文中で指摘されている。

現実にブローカーに対する取締強化を行うには、国際的なネットワークを形成しているブローカーに対抗するために国際的な警察の共同取締が不可欠であろう。また、Kara(2009)が指摘するように発地における犯罪組織の資金源になっている可能性があるため、これに対しても国際的な対応が不可欠である。

3.2.4. その他の分析

数少ない理論研究として、上記のほかに Wheaton, Sachauer and Galli (2010)や Koettl (2009)が挙げられる。Wheaton, Sachauer and Galli (2010)は、独占的競争モデルを用いてブローカーの利益構造と行動を分析している。ブローカーはそれぞれに社会的ネットワークを保有しており、これが固定費用となるため、より多くの人数を取引した場合、一人当たりの(平均)費用が低減することを想定している。ただし、あまり大人数を取引すると警察に発見される確率が高くなるためにそれにかかる費用が徐々に増加することを想定しており、取引人数がある一定以上となると平均費用が増大するとしている。

Koettl (2009)は、受入国における雇用主と労働者の関係に着目した考察を加えている。 合法的な地位を有しない労働者である限り、彼ら彼女らは何らかの犯罪被害にあった 場合でも警察に訴えることができない。そのような場合では、労働を提供できる相手 は現在の雇用者だけとなり、需要独占的状態(Monopsonic)となる。すると、需要者で ある雇用主に交渉力があるため、搾取的な賃金の設定や劣悪な雇用待遇を与えること が可能となる場合が多い点を指摘している。

3.3. 実証分析

人身取引に関するデータは公式・非公式の区別なく入手が極めて難しい ²⁷。そのような中でもいくつかの実証研究がなされており、関連する理論研究も進んでいることから、以下ではこれらのサーベイを行う。

3.3.1. 移住と人身取引

数少ない実証分析の1つはMahmoud and Trebesch (2010)である。Mahmoud and Trebesch (2010)はIOMによって実施された移住に関する家計調査を用いている 28。分析は2部構成となっており、対象国が異なる。第1部ではベラルーシ・ブルガリア・ルーマニア・ウクライナのデータはベラルーシ・ブルガリア・モルドバ・ルーマニア・ウクライナの82地域から5513サンプルの無作為抽出を行ったデータを用いている。続く第2部ではモルドバで実施された221地域における1679サンプルの移住者を対象とした調査を用いている 29。このサンプルの中で、人身取引の被害にあったとされる家計の数は108サンプルであり30、そのうち22サンプルは性産業における強制労働であった31。

Mahmoud and Trebesch (2010)の人身取引と人口移動に関する仮説は主に2つある。 1 つは需要側の論理である。出稼ぎに行く人々が多い地域は、潜在的被害者の数が多

²⁷ 詳細は IOM(2005)を参照。

²⁸ 詳細は IOM(2006)を参照。

²⁹ 調査体調地域は、ソ連の崩壊以降、生活水準の低下や過小な雇用機会のために多くの一時的・恒常的な出稼ぎが見受けられている。Mansoor and Quillin (2006)によると、旧ソ連地域における移住行動は 1990 年から 2006 年の期間で 80%が CIS 域内であり、ロシアが主要な行き先である一方、ブルガリアやルーマニアなどは EU が主要な行き先であると結論付けている。

³⁰ 人身取引被害のサンプル数/総合サンプル数を国別でみると、モルドバ(56/1073)、ブルガリア (18/1007)、ウクライナ(15/1345)、ベラルーシ(11/1071)、ルーマニア(8/1017)であった。

³¹ 身内のだれかが性産業で強制労働させられた事実を他人に知られたくないといった、社会的慣習からくる過少申告バイアスの可能性がある。調査では、直接的に「人身取引(trafficked)」という表現は用いず、強制労働を用いている。また、身内の誰がその被害にあったかまでは質問していない。このような対応により、過少申告バイアスは少ないと論文では述べられている。ただし、人身取引の被害者は、家族にもその事実を伝えない可能性があり、その場合の過少申告バイアスは除去しきれない。このような状況ではあるが、本調査から得られた数字を見る限りでは、人身取引イコール性産業における強制労働という見方は現実とは異なる事を示しているだろう。

いため、違法業者はより簡単に取引の対象となる人物を見つけることができると推測されている。その場合、ドラッグギャングや犯罪に関連した産業がより大きな需要が存在している都市に集積するように、違法業者が出稼ぎの多いルートに集中している可能性がある32。

もう1つは供給側の論理である。雇用機会がより乏しい地域や貧困度の高い地域では、他地域で就労する事が生活水準を向上させる唯一の可能性であるかもしれない。その場合、不法入国や3K(きつい、汚い、危険)な職業であっても、他地域で就労できるならば受け入れることもあるだろう。そのため、高いリスクを取ってでも他地域へ就労する可能性がある。高いリスクを取ろうとする人々は、相対的に違法業者の甘言に引っかかり易い可能性がある。更に、移住をする人はより低学歴な場合がある。その場合、違法業者にとってはより容易に騙すことができるだろう33。

これら需要と供給の双方のロジックが噛み合った時、より多くの人々が人身取引の被害にあうという悪循環が進んでいくことが予想でき、この点について分析がなされている。まず、分析に使われた変数を説明しよう。移住が多い地域であるか否かは、2つの変数で分析されている。3年以内に海外在住の近親者がいるとの回答がその地域に占めるシェアが1つであり、もう1つは海外での出稼ぎを想像したこともないとの返答のシェアである。この2つの変数は負の関係にある。次に、地域単位の変数として海外での不法移住者数や、家計単位の変数として海外での不法移住・就労経験を用いている。更に、供給側要因を捉える変数としては、いくつかの職業選択の中から「どんな仕事でもする」という選択を回答した回答者のシェアを用いる。これらのほかに、人身取引対策キャンペーンなどを実施しているためテレビの利用率や、人身取引についての知識(聞いた事があるか否か)などは海外への出稼ぎに伴うリスクの理解度を示す考えられるため、人身取引の被害とは負の相関があると想定される。

以上の変数を用いて、稀な事象のロジット分析(rare event logit)を行っている。推計結果から、移住する事が一般的な地域では、より人身取引の被害にあう事が明らかとなった。人身取引の被害に遭遇する確率自体は低いのだが、1%移住者数が増加すると、人身取引に合う被害の確率を5%上昇させることがわかった。また、人身取引の認知度を測る指標として導入したテレビの効果は、負の相関があるため、テレビを主たる情報源としている地域ほど、人身取引の被害が低いことがわかった。このことは、サン

³² ドラッグギャングについては Glaeser and Sacerdote (1999)、その他の犯罪に関連した産業については Freeman et al. (1996)や Zenou (2003)を参照。

³³ 移住者とその教育水準に関する研究は多岐にわたっており、低学歴ほどより移住をするという実証結果だけではなく、中位程度の教育水準や高学歴者ほど移住するといった結果もあるため、統一された見解はまだない。例えば Borjas (2010)を参照。

プルを 1560 の移住家計に限定した分析でも、同様の結果が示されている。また、ロジット分析に併せて変数間の相互作用を解釈するため、最小二乗法による推計も行っており 34、その結果から移住が一般的な地域と不法移住経験者がいる家計においてより顕著に不法移住が見受けられることが示された。

更に、Mahmoud and Trebesch (2010)は IOM によって 2008 年に実施されたモルド バの家計調査データを用いた分析も行っている。サンプル数は 3916 であり、そのうち 29%が家計内に人身取引被害者が少なくとも 1 人いると回答している。前述の分析と同様の推計を行った結果、移住する事が一般的な地域において人身取引の被害が高まることが改めて確かめられた。またこの分析からは年齢・性別・教育水準などの個人属性はどれも有意ではないとしているが、ある特定の属性を持つ個人がターゲットではない事を示唆しており、興味深い。

以上の結果をまとめると、移住人口が多い地域において、不法移住する人々の人身取引リスクが高いことが明らかとなった。このことから、移民が多い経路でブローカーは人身取引の潜在的被害者を捕捉していることが推測される。そのため、移住人口が多い地域で人身取引の啓蒙キャンペーンを積極的に展開することの有用性が指摘されている。

3.3.2. 債務を伴う移住と人身取引

次に、バングラデシュに不法移民として帰国した人々に対してサーベイを行い、実証分析をしたJoarder and Miller (2014)を挙げよう。彼らの研究は移住及び就職斡旋にかかる費用とその支払時期を質問している。到着後に支払っている場合は、Friebel and Guriev (2006)が指摘するように債務を伴う移住に該当する。彼らは 2009 年 4 月から2010 年 11 月までの間に帰国した不法移民に対してダッカ国際空港の出入国管理局から提供されたリストに基づいて調査を行い 35、回答の中からIOMの人身取引の定義に照らし合わせ、386 人の回答に絞って分析している。彼らの帰国の理由は、文書不備などによる入国拒否、雇用者との契約条件が事前の内容と大きな齟齬があったため、性的ハラスメントなどによる自発的帰国、残業代の未払い、休暇がない、賃金が著しく低い、賃金未払いなどであった。就労斡旋に対する支払金額は平均で 299,891 タカ

_

³⁴ この方法は McKenzie and Rapport (2010)

³⁵ リストに掲載されている 2/3 がダッカおよびシレット出身者であった。調査予算の制約があったため調査はこの 2 地域に限定している。638 名の回答者数のうち 476 名が有効回答であった。

36であった。この総額うち、73%程度を事前に支払っており、残りはその後支払って いた。

まず、ブローカーへの支払総額と個人属性の関係を OLS で分析している。より高い 費用を支払っている個人属性は、若者・男性・高学歴などである。既婚者と都市部出 身も正で有意な結果であったが、資産変数(家畜や金融資産)などを含めると優位とはな らないため、これらは資産量を代理していたものとしている。なお、受入国が中東で あると支払額は63%ほど低い。事前に訓練があったか・出発までに時間がかかったか などは有意とはなっていない。出発前に受入先の仕事が決まっている場合の方が割増 価格を払わされそうだが、推計結果はその逆であった。

次に、借金を負って支払った人々の属性をロジット分析で見ている。年齢の二乗の 項が有意となっており、20-40歳であると40歳以上の個人よりも借金を負う確率が高 い。男性よりも女性の方が、独身よりも既婚者の方が借金を負う確率が高い。また、 支払総額が高い場合や(初期契約金に対する)追加料金がかかる場合や、出発までの時間 が長い場合や出発前に仕事先が確定している場合も同様に借金を負う確率が高まるこ とがわかった。

これらの結果から、個人属性や資産水準によってブローカーへの支払金額は異なる だけではなく、ブローカーに借金を負う可能性も異なっていることが明らかとなった と言える。この分析では人身取引に該当する個人に対する調査を基礎としているため、 不法移住と就労を行う人々の中に占める相対的な関係についてはまだわかっていない。 また、現地における仕事内容や帰国理由の違いなどは考慮していない点など、検討の 余地はあるが、貴重な実証研究の一つである。

まとめ

人身取引はある個人を個人の意思に反した労働を強制するものである。人身取引の 議論の難点の1つは、その定義が主観的な要素を含んでいるため、人身取引と人身取 引に極めて近いがそれとは言い切れない取引などの区別が曖昧な点である。そのため、 人身取引を扱う研究は、分析視覚によって現象の一部を切り取った上での分析になら ざるを得ないと言える。本稿では、数少ない人身取引に関連する経済学の論文のレビ ューを行った。人身取引に関するマクロデータおよびマイクロデータのどちらもその 入手が困難であるためにまだあまり研究は進んでいない。社会学系の人身取引に関す る国際学会での発表をみても、サンプリングに問題が少ない研究はあまりなく、デー

³⁶ 1 タカ(Bangladesh Taka)=1.3 円(2014 年 1 月 27 日現在)。日系製造業の一般工職の月額賃金は 5897 タカ≒74 米ドルである(2012 年 12 月~2013 年 1 月時点での JETRO 調査より)。

タ入手の難しさが際立っている。学際的な研究によってデータの欠如を補うか、国際機関や政府機関などと協力が不可欠である。新たしい試みとしては、マイクロソフトによるIT技術を用いた人身取引対策への研究助成である 37。この研究助成により、NGO・研究者・各国政府などが個別に持つ情報を統合したデータベースの構築や、インターネットを介したウェブアンケート調査、人身取引やその犯罪者を特定する試みがなされている。様々な取り組みや研究が進むことで、人身取引被害者数が減ることが期待される。

-

³⁷ http://research.microsoft.com/en-us/collaboration/focus/education/human-trafficking-rfp.aspx

【参考文献】

日本語文献

伊藤秀史(2003) 『契約の経済理論』有斐閣

外国語文献

- Becker, Gary S., Kevin M. Murphy, and Michael Grossman (2006) "The Market for Illegal Goods: The Case of Drugs", *Journal of Political Economy*, Vol. 114(1) pp38-60.
- Belser, Patrick, Michaelle de Cock, and Farhad Mehran (2005) "ILO Minimum Estimate of Forced Labour in the World", ILO, Geneva,
- Borjas, George J. (2010) Labor Economics, 5th edition, Harvard University- Cambridge
- Cameron, Samuel (2003) The Economics of Sin: Rational Choice or No Choice at All, Edward Elgar
- Cho, Seo-Young (2012) "Human Trafficking, A shadow of Migration: Evidence from Germany" DIW Berlin Discussion Papers No. 1246
- Cho, Seo-Young (2013) "Integrating Equality Globalization, Women's Rights, and Human Trafficking", International Studies Quarterly, forthcoming
- Cho, Seo-Young and Krishna Chaitanya Vadlamannati, (2012) "Compliance with the Anti-trafficking Protocol", European Journal of Political Economy, 28 (2012) 249–265
- Cho, Seo-Young, Axel Dreher and Eric Neumayer (2011) "The spread of anti-trafficking policies: evidence from a new index", CESifo Working Paper no. 3376. Munich.
- Cho, Seo-Young, Axel Dreher, and Eric Neumayer (2013a) "Does Legalized Prostitution Increase Human Trafficking?", World Development, Vol. 41, pp. 67–82,
- Cho, Seo-Young, Axel Dreher and Eric Neumayer (2013b) "The Determinants of Anti-trafficking Policies Evidence from a New Index", Scandinavian Journal of Economics, forthcoming
- Edlund, Lena and Evelyn Korn (2002) "A theory of Prostitution", Journal of Political Economy, Vol. 110 (1) pp181-214.
- Freemana, Scott, Jeffrey Groggerb, Jon Sonstelieb (1996) "The Spatial Concentration of Crime", *Journal of Urban Economics*, Vol. 40 (2), pp216-231
- Friebel, Guido and Sergei Guriev (2006) "Smuggling Humans: A Theory of Debt-Financed Migration", Journal of the European Economic Association Vol. 4

- (6) pp1085-1111
- Glaeser, Edward L. and Bruce Sacerdote (1999) "Why is There More Crime in Cities?", *Journal of Political Economy*, Vol. 107 (S6), ppS225-S258
- IOM (2005) Data and research on human trafficking: A global survey, IOM, Geneva
- IOM (2006) Human Trafficking Survey: Belarus, Bulgaria, Moldova, Romania, and Ukraine, IOM Kyiv, Ukraine
- Jakobsson, Niklas and Andreas Kotsdam (2013) "The Law and Economics of International Sex Slavery: Prostitution Laws and Trafficking for Sexual Exploitation", European Journal of Law and Economics, Vol. 35 (1), pp87-107
- Joarder, Mohammad Abdul Munim and Paul W. Miller (2014) "Empirical Evidence on Human Trafficking and Migration-Debt Contracts in Bangladesh" Journal of Development Studies, forthcoming
- Kara, Siddharth (2009), Sex Trafficking: Inside the Business of Modern Slavery, Columbia University Press
- Koettl, Johannes (2009) "Human Trafficking, Modern Day Slavery, and Economic Exploitation", Social Protection Discussion Paper No.0911, The World Bank
- Mahmoud, Toman Omar and Christoph Trebesch (2010) "The Economics of Human Trafficking and Labour Migration= Micro-Evidence from Eastern Europe", Journal of Comparative Economics, Vol 38 (2), pp 173–188
- Mansoor, Ali and Bryce Quillin (2006) *Migration and Remittances: Eastern Europe and the Former Soviet Union*. The World Bank, Washington, D.C.
- McKenzie, David and Hillel Rapport (2010) "Self-Selection Patterns in Mexico-U.S. Migration: The Role of Migration Networks", *The Review of Economics and Statistics*, Vol. 92 (4) pp811-821
- Munshi Kaivam (2003) "Networks in the Modern Economy: Mexican Migrants in the U.S. Labor Market." Quarterly Journal of Economics, Vol. 118 (2) pp549-597
- Nussbaum, Martha C. (2000) Sex and Social Justice, Oxford University Press
- Todaro, Michael P. and Stephen C. Smith (2011) *Economic Development*, 11th edition, Addison-Wesley
- Tamura Yuji (2010) "Migrant Smuggling", Journal of Public Economics, Vol. 94 (7-8) pp540-548
- Tamura Yuji (2013) "Migrant Smuggling When Exploitation is Private Information", ANU Working Papers in Economics and Econometrics # 605
- U.S. Government Accountability Office (2006) "Human Trafficking: Better Data, Strategy, and Reporting Needed to Enhance U.S. Antitrafficking Efforts Abroad",

GAO-06-825

Wheaton, Elizabeth M., Edward J. Sachauer and Thomas V. Galli (2010) "Economics of Human Trafficking" International Migration Vol. 48 (4) pp114- 141

Zenou (2003) "The Spatial Aspects of Crime", Journal of the European Economic Association, Vol. 1 (2-3) pp459-467